

意見書

坂戸都市計画事業（仮称）入西東部土地区画整理事業の環境影響評価の実施にあたっては、下記の事項を勘案して環境影響の調査・予測・評価、環境保全措置及び事後調査を検討すること。

記

1 調査・予測・評価

動物、植物、生態系について、本事業計画における整合を図るべき基準を明確にし、調査・予測・評価を行うこと。

2 環境保全及び事後調査

- (1) 開発による動物の逃避が可能となるような工事計画を定め施工すること。
- (2) 高麗川及び葛川は、動物の逃避先となることが考えられるので、造成工事に伴う濁水等について対策を講じることにより、その環境保全を図ること。
- (3) 修景緑地及び緩衝緑地帯の高木植栽帯をコリドーとして機能させるため、低木植栽についても検討すること。
- (4) 事業地内の調整池またはその周囲について、地域の動植物の良好な生息・生育環境の保全が可能な水辺空間の代償機能を与える措置を計画すること。
- (5) 埋蔵文化財保全のため、掘削によって遺跡が失われることがないように留意し、造成工事を実施すること。
- (6) (1) から(5) の環境保全措置の実効性を確保できるよう、各措置の連携を満たす管理体制を構築すること。